

総行経第2号
令和8年1月8日

各都道府県 行政改革担当部局 御中
各都道府県 市町村担当課 御中
各指定都市 行政改革担当部局 御中

総務省自治行政局行政経営支援室

自治体施設の施設管理等の委託料の増加への対応について

資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用については、「物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び重点支援地方交付金の活用について」（令和7年11月21日付総行行第513号、総行経第62号行政課長、行政経営支援室長通知）を発出したところですが、今般、令和8年度地方財政対策において、別添「令和8年度地方財政対策の概要」資料のとおり、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上することとなりました。その内、例えば、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に800億円を増額計上していますので、引き続き、適切に対応していただくようお願いします。

また、別添にもありますとおり、普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」（1,000億円程度）が創設され、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を算定に反映することとされております。地方団体における価格転嫁の取組状況について、令和8年4月1日時点の状況を調査する予定としており、その詳細については今後お知らせいたします。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しましても、本通知について周知方よろしくお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

問い合わせ先
所属：総務省自治行政局行政経営支援室
氏名：大西、寺本
連絡先：03-5253-5519
E-mail：gyoukaku@soumu.go.jp

物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料:800億円
※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費:750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費(単独):3,000億円
- 民間事業者への補助や消耗品費・備品等:800億円
- 公営企業における物価高への影響:500億円

2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」(1,000億円程度)を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

【算定に用いる指標(案)】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率(※)
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率(※) ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

(参考)「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率を用いた算定を廃止